

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第106条の 3 第 2 項（免許証の返納等）並びに第106条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の 2 の 3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）及び第39条の 2 の 4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第30条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1 日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。（以下同じ。））において特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えを申請する者が免許証の交付を希望しない場合については、14 日（行政庁の休日を除く。） ※ 警察署において免許証の交付を受ける者が特定免許情報の記録又は免許情報記録の書換えを申請する場合については、21日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課免許係（電話 097-528-3000） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：